

男女ともに活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021 年 5 月 1 日～2026 年 4 月 30 日までの 5 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

＜次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標＞

目標 1：全従業員の有給取得率を 100%とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2021 年 5 月～ 従業員の毎月の有給休暇取得率を算出
- 2021 年 8 月～ 記念日休暇や育児目的休暇など特別休暇について検討
- 2022 年 4 月～ 特別休暇の導入
有給休暇取得率向上計画の策定
- 2023 年 4 月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた取組結果を振り返る
ミーティングを行い、目標達成に向けた改革の見直しを行う。

＜次世代育成支援対策推進法に基づく目標＞

目標 2： 子供が保護者である従業員の働いているところを見ることが
できる職場見学会を実施する。

＜実施時期・取組内容＞

- 2021 年 5 月～ 実施内容について検討を開始
- 2022 年 4 月～ 「第 1 回職場見学会」の実施
- 2022 年 6 月～ 従業員へのアンケートを実施し、次回企画に向けての検討を行う。